

平成29年第1回六戸町議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月6日（月）午前10時開議

出席議員（12名）

1番	長根一男	2番	種市正孝
3番	杉山茂夫	4番	久田伸一
5番	高坂茂	6番	下田敏美
7番	川村重光	8番	河野豊
9番	円子徳通	10番	母良田昭
11番	山本実	12番	苔米地繁雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	川村星彦	企画財政課長	円子富浩
税務課長	舘泰之	産業課長	高橋宏典
町民課長	川原徹	福祉課長	外山昌彦
建設 下水道課長	小林章	診療所事務長	吉田史明
会計管理者	高橋寿典	教育委員会 委員長	長根富栄
教育長	櫻田泰弘	教育課長	吉田英輔
農業委員会 会長	金浏盛一	農業委員会 事務局 局長	高橋宏典
選挙管理 委員会 委員長	四木豊美	選挙管理 委員会 事務局長	川村星彦
代表監査委員	吉田透	監査委員 事務局 局長	川村政則

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 川村政則  
主 査 井川静香

事務局次長 松崎紀幸

---

### 議事日程

日程第 1 諸報告

日程第 2 一般質問

通告者 4番 久田伸一君

2番 種市正孝君

7番 川村重光君

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 会議録署名議員の氏名

12番 苫米地繁雄

1番 長根一男

## 会 議 の 経 過

議 長（円子徳通君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席願います。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（円子徳通君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 一般質問に入ります。

一般質問の通告者は3名であります。

最初に、4番、久田伸一君は一問一答方式による一般質問です。

久田伸一君の発言を許します。

4番、久田伸一君。

4 番（久田伸一君）

改めまして、おはようございます。

傍聴席の皆様もどうぞご苦労さまでございます。ひとつよろしく願いをいたします。

3月に入り、春の日差しが日に日に強くなってきています。去年は台風が立て続けに来て、当町の農作物に甚大な被害を及ぼしました。特に、ゴボウ、長芋、大根の根菜類の被害が大きかったと思います。それでも野菜全般が高値で推移しており、農家もほっとしているところでもあります。

ことしは、春から農作業に農家の方が力が入ります。天候に恵まれ、野菜等が高値安定で

推移するようお願いしております。

それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

全国や県内のほとんどの市町村で人口減少が進む中、当町では、各種施策・環境などから人口が増加しています数少ない町であります。

しかしながら、現在の状況のままですと、いずれ人口減少ということになるのではないのでしょうか。

町民の皆さんが「住んでよかった」、「六戸町の町民になりたい」と思ってもらえるためには、行政は今までの施策の改善や新たな施策が必要となるのではないのでしょうか。そして、それらの施策実現のために職員が地域に溶け込み、地域の活性化のために何ができるのかと考え、仕事にチャレンジするなど、そういう職員が求められてくるのではないのでしょうか。

現在も日々研修をし、町民に応えるべき努力はしていることとは思いますが、他自治体の先を行くような職員育成のため、町の活性化と人材育成のため、民間企業での積極的な研修を実施する考えはないのでしょうか。

また、職員みずから自主的に研修したり、レポートを提出させ、その研修をサポートすることを必要と考えませんか。いかがでしょうか。

次に、農道整備についてですが、町内において主要な農道は、町の計画により整備されております。

しかしながら、畑作地帯にはまだまだ整備が必要な地域が多くあります。町において畑作物は町の重要な農業生産物でもあります。計画的に整備する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、整備されています農道からの枝線とでもいいでしょうか、末端の農道には碎石が入っていない状況であります。雨が降りますと、圃場に行けないこともあります。毎年、町内会を通じて碎石やグレーダーの要望を受けておりますが、対応はしていますが、圃場によっては複数の町内会の方が耕作している地域もあります。

このような地域では、農道の利用者からも碎石や資材等の要望を取り入れ、協力する考えはないのでしょうか。

次に、安全・安心なまちづくりについてであります。

テレビ・新聞等で子供への声かけ、不審者などの報道が多くなっております。当町にも少なからずあると思います。

七百駐在所がなくなってから22年ほどが経過するのでしょうか。

最近、小松ヶ丘地区は人口増加が著しい地区であります。さらに増加が予想されますので、将来を見通し、小松ヶ丘地区に駐在所の設置要望をすべきと思いますが、その考えがないか、お伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、早速ではございますが、久田議員さんのご質問にお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

まず最初の「職員研修の充実について」のご質問にお答えいたします。

まず、「町の活性化と人材育成のため民間企業での積極的な研修を受けさせる考えはないか」について、お答え申し上げたいと思います。

職員の研修につきましては、これまで青森県の自治研修所ですとか、電源地域振興センター、東京がメインになりますが、そちらですとか、また、十和田地域広域事務組合などに職員の派遣をしたり人事交流を行い、人材育成に努めてまいりました。平成28年度においては、現在まで述べ50名が参加しているところでございます。

これらの研修については、今後も続けてまいりたいと考えておりますが、ご質問の民間企業への研修は、役割における業務の増大等により厳しい職員数で対応している状況にあることから、現在は難しいものだなというふうに考えているところでございます。

なお、昨年からでございますが、社会人経験を有する者を積極的に採用しておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

次に、「職員の自主的な啓発研修の受講に対してサポートする考えはないか」とのご質問に対し、お答え申し上げます。

職員の業務にかかわる研修については、事務に支障がない限り積極的に受講するよう勧めておるところでございます。ただし、業務とは異なります自主的な研修につきましては、現在は把握はしておりませんが、職員から相談があれば、費用負担については厳しいとは思いますが、できる範囲の中でサポートをしてまいりたいと考えているところでございます。

2つ目のご質問の「農道整備について」のご質問にお答え申し上げます。

まず、「畑作地帯の農道整備が求められているが整備する考えはないか」についてでございますが、「農道」といいますが、その所有、管理などによりさまざまな区分があるため一概には言えませんが、一般的に町道と認定されていない、未舗装で幅員の狭い農作業用道路は、そのほとんどが法定外道路に区分されるものであります。

この法定外道路の「財産管理」は町ではありますが、「維持管理」については地域に密着した道路であり、主に地域住民の交通や農作業の用に供しているため、地域や利用者による維持管理、除草ですとか清掃、軽微な補修などをお願いしているところでございます。

農道の拡幅や改良など新たに整備する具体的な計画は、そういう法定外についてはございませんが、災害など緊急的な修繕を要する場合、また、地域だけでは対応が困難な大規模な修繕や改良要望については、現地の状況を確認しながら対応したいと考えているところでございます。

次の「利用者や受益者が農道の末端の整備をするため、砕石補修による町からの資材の協力について」のご質問でございますが、各町内会において町道維持のため必要な補修用砕石等の希望を毎年3月に取りまとめ、4月中旬から順次配布し、敷きならしについては各町内会へお願いをしているところであります。

また、随時、町内会などから相談があれば、現地を確認しながら可能な範囲で対応しておりますので、その際は担当課、建設下水道課になりますが、ご相談願えればと考えております。

「安全・安心なまちづくりについて」のご質問でございます。

「特に人口がふえている小松ヶ丘地区に駐在所設置を要望する考えはないか」とのご質問でございます。

駐在所の設置につきましては、設置主体である青森県の県警察から確認いたしましたところ、駐在所設置に関する数値的な判断基準はなく、その地域の人口や事件・事故の発生件数、警察行政の必要性・効率性を踏まえ、総合的かつ慎重に検討した上で判断することとしているとお話でございました。

しかしながら、県内の駐在所の数は減少しているのが実状であり、ここ数年は新規設置の事例はないとのことでした。

町といたしましては、非常にハードルが高いようではございますが、まずは今後も相談をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございますが、1回目の答弁とさせていただきたいと存じます。

議 長（円子徳通君）

4番、久田君。

4 番（久田伸一君）

町長は、挨拶の中で今後さらなる六戸町の発展への歩みを進める節目とするということがあります。

そういう中で、職員の研修の29年度の予算を見ますと、大分減っているなど。そういうふうに思っております。ことしは687万7,000円、昨年は1,000万円を超えています。結局、純然たる職員の、ある程度自治体国際交流に五百九十何万円かかると。実際の職員の研修というのが92万円ほどちょっとでございます。こういう中で、本当に職員がこの節目を迎えた町の今後のさらなる職員の研修をしていかなければならないのじゃなかろうかなというふうに私は思っております。特に、短期な1日、2日の研修じゃなくて、3カ月、半年なり、結局国際交流に似たような形の、本当にその人たちが勉強になるような研修が必要と思います。今後、六戸町をとりあえずもっていくには、そういう職員が数多くいて、町民にある程度そういうのを教えていくべきでなかろうかなというふうに思いますけれども、その考えはないのか、ちょっとお伺いします。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

先ほど29年度の予算において、研修旅費が大分減っているというお話がありましたけれども、これは、現在、自治体国際化協会、通称CLAIRと言いますけれども、そこに職員を派遣しているわけですが、去年から家族も一緒に行っていたんですけれども、その家族の方が帰国されておりますので、29年度はその分子算が減っているということでございます。一般職員の研修については、たしか増加していると考えております。

議長 長（円子徳通君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

職員の人材育成といいますか、頑張ってもらおうという環境をもっと強く頑張ったほうがいいんじゃないかというご質問だというふうに受け取ります。まさに、私は賛同いたします。ただ、今現状の業務としてなしていかなければならないものと、そして将来に向かっていくもの、そのために人材をつくり上げていくということ、その重要性というのは以前からわかっておりましたので、感じておりましたので、海外の駐在まで出すということをしているのはそういう点でございます。今、一概にそのことが直接六戸町につながって、どれだけ具体的な部分につながるかというのは未知数でありますけれども、漫然と役場職員であるから役場にいればいいという捉え方ではなくて、やはり外の世界を接し、そして、その中のいろいろな接点という部分を六戸町に導き入れるというような人材、もっと積極的視野の広い人材育成が必要かなということで、六戸町は他の自治体に先んじて、小さな1万幾らの自治体ではありますが、そのような事業を行ってきております。

ですから、予算的なお話は、今、総務課長が説明したとおりでございます。それを抑えていくという捉え方ではございません。可能な限りにおいてはそのように頑張っていこうと。ただし、命令的な意味合いの中で、ただ単純に本人の意思が定かじゃないまま、ただそれ勉強せよと言っても無駄になると私ははっきりそう思いますので、その志といいますか、いろいろなものを確認した中で対応していくという考えで、今後も職員の育成に努めていきたいなというふうに思っている次第でございます。

議長 長（円子徳通君）

4番、久田君。

4番（久田伸一君）

町長は全国の副会長ということでもありますし、私は企業の研修が不可能であれば、自治体同士の交流とか、いろいろな形を考えてみてもいいんじゃないか、そういう中では、町長も全国の中ではそういう話したりする機会もあろうかと思っておりますので、そういう考えがないのか、本当に職員もみずから自分のこういうところというふうなところ出していかなければ

ならないと思いますけれども、そういう考えだったり、今後そういうのを取り入れていくと、職員の研修として取り入れていくという考えはないものなのか、ちょっとそこら辺もひとつお聞かせ願えればというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まさに私は全く同感でございます。ただ、職員というのは社会人でございますので、それぞれ家庭の事情等もあります。それらのことを踏まえた中で、できる限り私は職員の交換であったり、いろいろなものはどんどんなされるということを実は望んでおります。ただ、状況を見きわめながら、業務がわからないまま人材不足の中で行っておりますから、しっかりと他の自治体との人的交流であるなら、そういう部分も声をかけてみて進めてみたいというふうに思います。ただ、志を持たざるままいる環境では、私はかえって相手様に無礼になりますので、その辺をしっかりと確認した中で今後検討していきたいなというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

4 番、久田君。

4 番（久田伸一君）

もう1点、まず伺いたいと思いますけれども、職員からそういう意欲のあるというのをレポートなり、こういうところで勉強してみたいというふうなある部分、役所としてもそういう職員の意欲をあらわすようなレポートなり何かを出して、そういう町の職員としての姿勢みたいなのを自分で出させたり、いろいろなことをさせるというのも一つかと思えます。町長に言わせると、そういうことでなくて、みずから勉強するということだと思わすけれども、そういう結局役所としても今後の六戸町を見据えた場合、本当にそういうふうな勉強させたりなりしていかなければ、どこでも本当に、ほかの町村よりか進んでいる町だと思っておりますけれども、それを維持していけないのではないかというふうに思いますけれども、そういう職員に対しても、レポートとか仕事に責任あるような、一つの目指すような姿勢をうかがうというふうな姿勢はあるものなのか、そこら辺はちょっとお聞かせ願えればという

ふうに思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

レポート等で職員がいろいろ将来に向かって志であったり、考えを聞くということは、一つの手段としていいことだというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたように、それぞれ担当があって、職員がいて、1人でその職務をやっているわけではございませんので、やはりその辺との、周辺とのかかわりがありますから、やはりそのことも含めた中でレポートでもいいですし、または口頭でも、そのような各課の中ででもいろいろな担当している業務の中で協議したりしておりますから、その余白の中と云えば失礼ですが、業務以外にみんなと相談した中でそういう意見が出てくるならば、逆に私自身はそういうようなことをし出してくる職員のほうを歓迎したいなというふうに思っております。今まではこういうふうに答えたこともなかったからなのかもしれませんが、果たして意欲があるのかどうかという、時々私はどうなっているんだというふうに思うときが、心の中でそういうふうを感じる時があります。なぜならば、もうかなり10年以上前ではありますが、もし、仮にでございますが、国際協力隊ですとか、そういうもので若い時代にそれなりに自分が持っている志を持って計画的に行う。それが確認されたならば考えてあげてもいいよというふうに申し上げたことがあります。がしかし、その後また何かに希望をする方いませんかということも求めたりしたことがありました。なしのつぶてでございますして、そういうのがやはり本人の意思がはっきりしないままで行うというのは、私どもにはそこまでのことではないなというふうに思いますので、もっと積極的な職員、そういう意識を日常の中に持ってくれるように、今後私ども役場内の職員の指導という部分に努めていき、そして、今ご質問のものにつながっていければいいなというふうに思っております。

議 長（円子徳通君）

4番、久田君。

4 番（久田伸一君）

もう1点、この問題については最後になろうかと思えます。今後さらなる町の発展への歩みを進める節目の年としてでも、いろいろな研修を取り入れて、職員の高さを見せつけながら、知識が広がりながら、町民との対話をしていくべきだというふうに思っております。そういう中で、施策の新しい発想とか、いろいろなことをしていかなければ、この六戸町もだんだんだめと言えは語弊があるんですけども、そういう中で広がっていかないのじゃなかりょうかと思っておりますので、研修の機会をとりあえず職員たちに広く与えながら、確保していったほしいものだというふうに思っております。

とりあえず窓口に対しても、町長の話ではサービスが一番だというふうな話も出ていますので、とりあえずいろいろな形で、町民からもそういう点では不満があったりとかいろいろなことがしています。これがこのまま続くと大変なことだなというふうに思っておりますし、そういう研修を踏まえて、町民に対するもっと行動的な発想なり、いろいろなものを持ちながら対応していったほしいなというふうに思っておるところです。最後に、まずとりあえず答えていただければというふうに思います。

職員の研修を十分に、町民に対する対応の仕方だったり、いろいろなことだったり、高度な町民に対する役所としての施策を施しながらしていってもらえませんかということの、これは最後の希望ということで、ひとこと答えていただければというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まさにそのとおりだというふうに思っております。実際は、担当のその業務の中だけで済めばいいというような姿勢に映る職員も大勢いるかもしれません。しかし、私どもとしては、もう理屈も存在するわけでございますけれども、町民とともに、そのためにやっているということを、姿勢をしっかりと示しながらやってくる役場職員、ほとんどがそうであるということが大事ななというふうに思っておりますので、一概に全員がすぐそういうふうになれるかどうか疑問であります。先ほど言いました研修、それらのことを踏まえながら町に勤める職員に育てていきたいと。

それから、実際のかつての行財政改革のとき、かなり抑え込みがあったわけでございますけれども、今は特産品のことであれ、いろいろなことにおいて町民の方、職員はもちろんで

ありますが、皆さんが出向きながら一生懸命それを宣伝したり、関係者の人たちの交流をしたり、または研修の場に出向いたりという部分は、ここ数年はかなりふえているかなというふうに思っておりますので、その実績という部分をもうちょっと先ほどありました表へ出て、その効果たるものが感じ取れるようなあり方にするよう指導してまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

4 番、久田君。

4 番（久田伸一君）

次の農道の整備についてにちょっと移らせていただきます。

農道の整備ということで、末端から法定外の道路からさまざまあるわけですが、とりあえず町の農業に対する一つの姿勢として農道もあるわけですが、そういう中で今後どういうふうな計画があるのか。ましてや、今後どういうふうな計画を立てようとしているのか。そこら辺を伺いたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

農道の整備、今後どのように考えているかということだろうというふうに思います。

まず、今現段階で農道整備ということは計画にはございません。ないというのはやらないということではなくて、かなり六戸町は町道、町として単独では難しいもの、農免道路であったり、いろいろな補助事業を使いながら整備をさせていただいております。そして、その後においては町道に格上げをしたり、そのようにしながら整備をし、そして、なぜ農道整備をしてきたかといいますと、六戸はこのとおり平野及び丘陵地帯でございます。すなわち道が通りますと、その土地の利用、用途範囲というのが非常に拡大いたします。ですから、農作業はもちろんでありますけれども、道の整備という部分が私どもの六戸町の産業としてなしている農業含め、または人々の通行することにおきましても非常に効果あるということで整備をしてきたところでございます。ただ、農道というふうになりますと、法定外等になり

ますと、地元の人知っているんでありますけれども、通常の人が、一般の人が通行するというのは少ないんじゃないかなというふうに思っております。ただ、そうであっても、先ほど言いました道路の整備としてやるということではなくても、補修をしながら、そこを利用する方々が不便を幾らかでも軽減しながらやれるようにという部分の協力という部分は確認した中でやってまいりたいなど、先ほど答弁で申し上げたように、協力していきたいものだなというふうに思っております。

議 長（円子徳通君）

4 番、久田君。

4 番（久田伸一君）

今までも農道整備をしてきたということの中で、私にすると農業生産基盤の充実ということであれば、法定外の道路でもある程度そういう道路、町内会なり、各地域なりからの今まで整備拡張などの要望などがあろうかと思っておりますけれども、そういうのあったのか。あったことあるのであれば、どういうところをまず指して拡張なり、農道にしてほしいというふうな要望があったのか、そこら辺もちょっと伺わせていただきます。

議 長（円子徳通君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（小林 章君）

ただいまのご質問にお答えします。

町内会のほうから、こういう法定外とか農道のような形の要望があったかということですが、三、四年ぐらい前に1件、2件ほどありました。ただ、これは農道というよりは、周辺に住宅が建っている路線でありまして、どちらかと言えば生活で使うような部分であります。そういうものについては、現場を確認しながら、どういうふうな形で整備すればいいのかは、順次優先順位をつけながら検討していますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

具体的に畑作地帯とか、そういうところの農道に関しては今のところはちょっと確認できませんでした。

以上です。

議 長（円子徳通君）

4 番、久田君。

4 番（久田伸一君）

とりあえず、まずそういう要望があれば、ある部分確認をしながらやらなければならない順位をつけているということで、そういうのは早急にやるべきだというふうに私は思います。

そういう中で、法定外道路に今度限定されるかと思えますけれども、農家にすれば、結局大型トラクター等が頻繁に野菜の価格が高かったりとか、ベジタランドだということで農業が主力になってきておりますけれども、そういう中で法定外道路と言われる道路が非常にまずある程度壊れていると言えよいか、昨年は特に台風があったり、いろいろなことをしておりますので、ことしは特にそういう道路が多く見られる場所があるかと思えます。そういう中のとき、ある程度、利用者同士で道路直そうかとか、そういう気配もあったりするやもありません。そういう中のときは、町内会ばかりでなくて、結局利用者に対しても砕石等の配布なり、要望を聞いてほしいなというふうに思いますし、また、そういうところを整備したいんだというふうなところがありましたら、ある程度、法定外道路であれば道路の中央が高かったりいろいろなことをしております。そういうときはグレーダーで少し黒く剥いてくれたり、いろいろなことの協力体制は幾らでもとってもらえないものかなというふうな思いでいます。そういうことで、そういうことをどう考えるのか、ひとつお願いをいたします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

法定外道路ということで、一つの基準という部分はあるとはいえ、砕石等におきましても、実際は先ほど、冒頭申し上げましたように、ご相談いただければ実際のその状況を見ます。そして、例えば若干重機が入って、そして砕石をひくですとか、そういうこともあるやもしれません。あくまでそういうところを確認した中で、協力はしていきたいなど。そして、もう

わだちになって非常に厳しいところなんかもありましたら、まずは、すぐはできるかどうかは別としても、役場に声をかけてみていただきたい。今まででしたら町道認定をされた農道というようなものではありませんけれども、まさに実際の作業をなさっている、久田議員さん含めてまさにそのとおりだなと私は思いますので、やっている側からいきますと、どの道も同じなわけでございますから、そういう点は手をかけていくという、協力していくということは私どもは持ち合わせておりますので、ぜひご連絡していただきたい。

ただ、規模によったりいろいろなことしますので、一気にほかの町道を直すみたいにはまいりません。先ほど建設下水道課長がお話ししたみたいに、個人でもあるんですね。住宅があって、完全に町道じゃなくて、自分ではそこを整備するには大変だというようなところにお住いの方もいらっしゃるものですから、生活道路の部分、農道としてのこと、それらの部分は、私どもは生活に関する部分は状況を見ながら対応してまいりたいと思いますし、農道に関しては、その地域の方々が自主的にそこまで、砕石等あれば自分たちでの整備を行うよというようなことまで確認をした中であっては、積極的に私どもは協力する姿勢でまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

4 番、久田君。

4 番（久田伸一君）

まず、協力は惜しまないというふうな雰囲気には捉えております。とりあえず法定外の道路であっても、道路ばかりでなくて、そこに付随したと言えば語弊があるんですけども、このごろすごく木が繁茂して道路を塞いでいるような状況にも多々あるかと思います。これは農道に限らず、町道でもそういうふうな、今までもまるっきりすごい暗くなったなというふうな雰囲気だったり、そういう中で今までもそうですけれども、悪い印象、トラクターを壊したとか、結局バックミラーを折ったとか、そういう状況も結構多々あるかと思います。法定外はある部分、自分たちもそうですけれども、ある程度利用者がそれをやっていかなければならないということもありますけれども、道路に付随して、そういう箇所だったり、いろいろな農道は今後まずある程度枝もおろしてくれるのか、そこら辺のことも考えて、まず道路方々、道路に付随した枝がすごく出てきているということで、そういうところはどうか、ひとつお答えをお願いします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

狭隘になって、枝等が伸びてということだと思いますが、今現段階では、ぜひそこを利用している方々が協力し合って枝を落としていただきたいと思いますというふうに思います。サイドミラーが壊れないように、そういうところを通るときには、先ほど言いましたように砕石等引くのと同じように、逆に周りの状況のある程度はみずからの手で落としながらやっていただければありがたいなど。町道ですとか、通常一般の方々も大勢通る場所だと、この木は危ないというところはどうするかというようなことが出てまいりますが、今現段階では、まずそこを利用する方々がその所有者がどなたかもおわかりだと思いますので、了解を得れば法的な意味でも枝等切ることは問題ないはずでございますので、まずは基本的な部分は協力していただいてやっていただければなというふうに思います。あわせて、路盤のほうであれば、先ほど申し上げたとおりでございますので、その活用している方々の協力、理解という部分が一緒に進まなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

議 長（円子徳通君）

4番、久田君。

4 番（久田伸一君）

まず、法定外であればそうかもしれません。農道とか、ある部分広域農道とか整備をだんだんしているみたいですがけれども、町道に対してもすごく暗いところがあるなというふうに私は見ております。だから、ある程度それ絡みでいろいろな形の整備をしていかなければ、本当に農道であれば農業者がある程度協力する体制をとりながら、町も協力する体制で、道路絡みでそういう枝もきれいにしていってほしいものだなというふうに私は思っておるところです。

そういう中で、計画もないということですので、今後ある程度畑地帯もちゃんとした法定外から農道とか、そういうふうになるようなところをちゃんと計画しながらやっていってもらえればなというふうに思っておるところでございます。そういうところを考えれば幾らで

もあるし、ただ、農道となったり、予算がつくと、何ぼ計画しても10年以上かかります。そういう中では農道にしなくても、法定外でも早く整備してほしい、整備と言えばいいのか、そういうのをやってほしいというふうな農業者もたくさんいるやっておりますので、そこから辺の分野もやりながら、ひとつ農道に対しても進めていってほしいものだというふうに思っております。それに対して、ひとこと町長の回答をお願いします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど法定外のつもりでお話いたしましたでしたが、通常の農道であったり町道に関しては、もう少しパトロールを強化をして、今お話あった点ありましたら、こちらにも教えていただきたいんですが、パトロールでもってチェックしながら、枝等切るのがあれば、必要な部分が出てくれば対応することを努力してみたいというふうに思います。

また、道路整備というふうになりましても、法定外の部分になりますと、あと、農道等にご存じだと思いますが、ある部分とつながるような要素と受益者面積ですとか、いろいろな条件が出てまいりますので、補助事業的に行うといっても、あるかもしれませんが、ほとんどが受益面積ですとか、そういうもので補助事業に乗せられないような場合、残っているような場所があるかもしれません。それが整ったところにおいては、ほぼ六戸町はいろいろな箇所が道の整備はなされているかなと思いますので、ただ、今ご質問ありましたように、そのような姿勢で、また可能なものがあれば、当然やらないというのではなくて、補助事業等でも時間がかかろうとも整備していくという姿勢は今もありますし、これからも考えていくつもりでございます。条件緩和等もありますから、それをよく調べながら整備をしていくことに努めてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

4 番。

4 番（久田伸一君）

とりあえず、まず法定外であろうと、そういう整備をある程度利用者と町のほうでも協力

して、そういうのはやっぱり避けられないというふうな形であろうかと思しますので、今後、町の主力の産業であります農業の中で事故がないような形でやっていってもらえればなというふうに思っております。

それでは、次に、駐在所の問題にちょっと入らせていただきます。とりあえず小松ケ丘にどうでしょうかということでございますけれども、町長は要請、ハードルが高いと。ただ、町として今後そういう駐在所を設けようとする考えがあって、強く警察のほうにお願いをしてまいるのか、ただこういう要望がありますよという軽い気持ちで、ある程度やるのか、そこら辺の具体的な形の、もし、あれば進め方等があったら教えていただければというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

駐在所設置可能か否かということに関しましては、今、議員さんから質問もありましたので、このような必要性を言われているんだということを、そのことは強く申し上げてまいります。先ほど確認して、私どもがなすべき設置するものじゃないもんですから、状況をお知らせいたしました。私どもの町の意見としては強くお願いをしてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

4番、久田君。

4 番（久田伸一君）

最後になります。

とりあえず駐在所、私は前は七百にあり、六戸に2つあったというふうな形の中で、1つはなくなり、でも、人口がふえていって、人口の中では40代前後が小松ケ丘は大分多いと。それに続いて子供も2番目に多いという中で、今後、まずある程度そういういろいろな声かけなり、いろいろな交通事故なり含めて防犯の観点からも、強く町はある程度やっていくべきじゃないのかと。そういうのを一つにして、小松ケ丘の地区で住みやすい町だと、安心だ

というふうな言われるような町にするように、私は駐在所の設置を強く望むものでありますので、そういうことを踏まえて、ひとことやって終わりたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

駐在所はどうかというご質問の中ではありますけれども、仮に駐在所を設置する、しないばかりじゃなくて、今お話があるようなことでございますから、十和田警察署自体が今ある状況の中から、防犯上安全的な意味合いを含めて、例えば巡回ですとか、何らかの別の形の中でそういう安全を維持するような手段がないのかどうかもあわせて尋ねてみたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

4番、久田君。

4 番（久田伸一君）

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長（円子徳通君）

これで、4番、久田伸一君の一般質問が終わりました。

引き続き会議を続けます。

なお、トイレ等での退席を許しますので、よろしく願いいたします。

また、質問者、答弁者とも発言の際には議事進行上、簡潔、明瞭に心がけるようよろしく願いいたします。

次に、2番、種市正孝君は一問一答方式による一般質問です。

種市正孝君の発言を許します。

2番、種市君。

2 番（種市正孝君）

2番、種市です。よろしくお願いいたします。

初めに、ことし、1月に行われた全国高校サッカー選手権において、青森県代表の青森山田が1970年の創部以来47年目で悲願の初優勝を飾りました。青森県勢としても同選手権初の優勝となったことは、皆さんの記憶に新しいことと思います。

さて、我が六戸町に目を向けますと、2年生3名、4年生3名、5年生6名のわずか12名の団員で挑んだ六戸小スポーツ少年団が昨年12月に平川市で行われた第10回春季全日本小学生女子ソフトボール大会青森県予選で、見事初優勝し、青森県の代表として、今月25日から神奈川県小田原市で行われる全国大会に出場することになりました。このことは、六戸町の誇りに値するものだと思います。団員の皆さんには、吉田町長の激励の言葉を胸に、県代表として持てる力を十分に発揮し、悔いのない試合をしてきていただきたいと思います。

それでは、通告に従い、質問に入らせていただきます。

なお、質問の一部が本定例会1日目の議案第16号 平成28年一般会計補正予算審議での質疑と重複いたしますことをご了承ください。

まず1つ目の質問は、先ほど話させていただいたスポーツ少年団とも関係ありますが、先月行われた教育奨励賞表彰式においても、多くの児童、生徒たちが文化・スポーツの分野で輝かしい成績を残しております。中でも、スポーツ分野での受賞者はふえてきているようです。この競技スポーツ、大会によっては優秀な成績をおさめることにより、県代表として東北大会や全国大会といった大きな大会に進むことがあります。このような大会へ出場する選手には、遠征費の補助があると聞いたことがあります。どのような補助内容になっているのか、詳しくお聞きしたいと思います。

次に、近年、自分の特性を生かしたり、伸ばしたりしようと、スポーツ少年団や部活以外のスポーツを行う子供たちもふえてきているようです。しかし、優秀な成績をおさめても、競技によっては補助対象外となることもあるようですが、今後、対象外となっている競技を行っている子供たちにも支援ができるような補助制度の見直しなどについて検討されているかお聞きします。

2つ目の質問は、幼児福祉についてです。

近年、芸能人の方がテレビなどで公表し、少しずつですが、認識されるようになってきました発達障害についてであります。

平成17年に施行され、昨年一部が改正された発達障害者支援法の中において、発達障害とは大まかなところでは言葉の発達のおくれが見られ、コミュニケーションに障害などが見ら

れる自閉症、言葉の発達のおくれはないものの、コミュニケーションに障害が見られるアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、集中できない、じっとしてられないなどの症状が見られる注意欠陥多動性障害、読む・書く・計算する等の能力が全体的な知的発達に比べて極端に苦手な学習障害などが挙げられております。厚生労働省などの資料を見ますと、これらの症状は比較的低年齢にあらわれることが多いとされ、早期発見、そして早期に治療をしながら教育するなどの療育が望ましいとされております。

そこで、当町では早期発見という見地からどのような検査や調査が行われているのかお聞きいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議 長（円子徳通君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

改めまして、おはようございます。

私のほうから、種市議員の「小中学生のスポーツ振興について」のご質問にお答えいたします。

まず、「小中学校の各種大会出場時の遠征費補助は、どのように行われているかについて」にお答えいたします。

近年の小中学生の活躍は、まことにすばらしいものがあると感じております。平成28年度の2月末までで、東北大会に、小学校では野球と中学校の陸上競技が、そして、全国大会には、小学校のソフトボールと中学校のスケート、卓球、そして陸上競技が出場しております。日ごろの指導者のご指導と保護者のご支援に感謝いたしますとともに、子供たちの頑張りには大変うれしく感じているところであります。

ご質問の遠征費補助につきましては、「六戸町立小中学校の体育活動及び文化活動遠征費の補助金について」により、「児童・生徒の健全な育成を図るため、学校教育活動における大会またはその他の大会へ参加する場合の遠征費を補助するもの」としております。補助規定は、大会の主催者と大会規模、そして補助内容により、費用の2分の1補助から全額補助までの10区分に分けて対応しているところであります。

次に、「今後、さまざまなスポーツで活躍する子供たちに対しても支援できるよう補助制

度の見直しはできないかについて」にお答えいたします。

遠征費の補助につきましては、学校教育活動における大会またはその他の大会へ参加する場合となっておりますので、スポーツ活動だけでなく、文化活動も対象となっております。見直しに際し、補助対象種目や支援内容、そして補助割合等を含め、総合的に考えることになると思います。大会への出場は、日ごろの練習成果を発揮する場であり、かつ、成長を促す大切な機会であると認識しております。

また、人間教育と学校教育の推進には、一人一人の多様な価値観と自分との違いを認め合い、そして、互いを高め合うことが教育の重要な基点であることから、児童・生徒の活動を多面的に支え、評価し、支援していくことが大切なことと考えております。

今後、学校教育活動との兼ね合いや全体のバランスの中で、よりよい方向を慎重に検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

続きまして、2つ目のご質問でございますが、「幼児福祉について」のご質問にお答え申し上げます。

「幼児期における発達障害、気になる子等の検査や調査が行われているかについて」のご質問でございますが、現在、母子保健法に規定する乳幼児の1歳6カ月児や3歳児等の健康診査を実施し、発育状態の確認、医師等の診察を行い、心と身体の発育・発達状況を確認しております。

健康診査の結果、情緒面や言葉など発達に心配のある子供を対象に心理検査等を行う町の精神発達精密健康診査、発達の相談でございますが、紹介をし、利用を勧めて検査を行っております。

また、調査については、乳幼児健康診査のほか、町内の保育園、幼稚園へ訪問による情報交換により把握に努めておりますので、おおむね調査が行われているものと考えているものでございます。

以上でございます。

議長（円子徳通君）

2番、種市君。

2番（種市正孝君）

それでは、先にスポーツ振興のほうの再質問のほうからさせていただきたいと思います。

壇上での質問のときにもお話しいたしましたが、補正予算時に山本議員のほうからありました、今、最高で100%、競技によっては2分の1であったり3分の2ということなんですけれども、あのとき山本議員のほうからありました全額100%、全国大会の場合補助できないかということお話ありましたけれども、それと同じような形になりますが、補正予算、たまたま今、先ほどお伝えしたようにソフトボール部が全国大会行かれるということで、この間の補正のほうにも約100万円ほど計上されておりました。これはたしか、そのときの説明で3分の2の補助金額ということをお話しなされていたと思うんですけれども、そうしますと、残り3分の1は個人負担ということになります。これ、選手が12名で、対象となるのがまた監督1名、コーチ1名、規約になるとそういうふうになりますんで、計14名の人数になると思うんですけれども、これ単純に割りますと、1人頭、3分の1ですから50万円ほどになるんですけれども、単純に14名で割りますと、1人負担が3万6,000円ぐらいということになるんですけれども、これはあくまでも交通費と宿泊費と大会参加費だけになるんですね。そうすると、食事代は個人負担ということになるんですけれども、そうなりますと3万6,000円にプラスアルファの金額になってくるわけなんですけれども、これは、そうしますと、たまたまごきょうだいがいたり、あるいは、この間、教育長も町長も表彰式出ておわかりだと思うんですけれども、もうほとんどの親御さんたちも出たというのわかっていると思うんですけれども、こういう大きな大会になれば、まず保護者の方々もやっぱりどうしても見に行きたいというのは心情だと思いますので、そうすると、やっぱり家庭から出ていく負担というのはかなりの金額になると思うんですけれども、そういうところも含めて、できれば、全国大会なかなか行けるもんじゃありませんので、100%というのはどうかなと思うんですけれども、その辺のほう、教育長お考えありませんでしょうか。

議長（円子徳通君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

子供たちの活動に非常にご理解いただいております、本当にありがとうございます。現在、100%補助金出しているものは、10区分のうちの1つだけです。それは中学校の体育連盟、俗に上北郡、青森県、東北大会で全国大会とこういうやつです。全国中体連で全国大会行く場合は100%です。あとは、小中学校、現在ご指摘の六小スポーツ少年団は3分の2になります。これは学校教育と社会体育との区別とか、学校体育というと部活動等になるんですけども、現在子供たちが非常に少なくなっておりまして、学校によってはスポーツをもう自粛する、数年後に廃部するというようなことももう出てきておりますので、町として、私としても学校教育のほうに子供たちが一生懸命参加してくれると、非常に学校も地域も盛り上がるし、種目によっては社会体育の種目に入っちゃうと、学校の教育活動の大会に出られないというのもあるんです。ですから、そういう複雑な絡みがあるので、今言われた今の3分の2をもっとふやすとかというのは別にして、総合的に考えなければいけない。先ほど言いましたように、子供たちの多様な価値観、活動ありますので、前向きに捉えていこうという方向では考えております。今、具体的に、じゃ3分の2を幾らにするかということを実策まではありませんけれども、活動を認める方向で検討しましょうという方向性にはあります。ご理解ください。

議長（円子徳通君）

2番、種市君。

2番（種市正孝君）

今、教育長のほうからお話がありましたけれども、ちょっと調べましたら、この補助金対象のやつは結局はあれですね。小学生の場合は六戸町スポーツ少年団に加盟している。中学校の場合は部活動、学校が認めているものがまず補助対象となるということなんですけれども、そうしますと、町内のスポーツ少年団、まず今あるところと言うと野球、ソフトボール、サッカー、卓球、陸上と、この5つしかないわけです。中学校のほうの部活になりますと、野球、ソフトボール、陸上、バレーボール、サッカー、卓球、スケート、ソフトテニスとこうやって競技のほうがどうしても限られてくるという部分が、教育長のほうがお話しされたのと同じあれなんですけれども、限られてきますんで、なかなかやっぱり子供の、先ほ

ども言いましたけれども、特性とか才能とかそういう部分で、やっぱりこれ以外のやつやってみたいという子供たちもいるわけですよ。実際この間の教育奨励賞などの表彰された子供たちの種目を見ても、これ以外の水泳だったり、あと、空手だったりとか、これにないものの興味をなされて、ある程度優秀な成績をおさめている子供さんたちもいらっしゃるということが今も現実にあるわけですから、やっぱりその方、社会教育、学校教育という垣根も少しこれからは取ってもらって、やっぱり大まかに補助ができるような体制をつくっていただきたいなと思うところであります。

それで、まず100%の話もありましたけれども、もう少しこの100%の話をさせていただきますと、過去、24年あたり、4年、5年、6年、7年あたりの全国大会、六戸町から行かれた子供たち、補助してあげた方々なんですけれども、この開催地見ますと、結局遠いところだと、福岡県の北九州市あるいは広島県福山市、兵庫県神戸市、静岡県浜松市とか、南のほうにかなり行かれています子供いるわけですよ。そうしますと、まず今回は、ソフトさんのやつをまた例に出すようで悪いんですけれども、神奈川県、真ん中辺だということなんですけれども、競技によっては全国回って歩く、国体のように開催地が回って歩くところもありますから、そうすると、これやっぱり北九州、福岡のほうまでとなると、3分の2の補助をいただくんですけれども、かなりもとの金額が大きくなってくると、やっぱりまたまた負担する金額も、個人で負担する金額もふえていくわけですから、もしあれでしたら、せめて交通費の部分だけでも100%にもっていけるような形ということもちょっと考えていただければと思います。

もう一つなんですけれども、この要綱の中に、先ほど教育長がおっしゃられた中で、大会の運営の部分なんですけれども、教育委員会が主催または共催あるいは中学校体育連盟が共催、ジュニアオリンピックの大会、これに関しては全国大会があった場合は3分の2の補助を行いますということですね。県選抜チームでの参加、その他協会、団体主催の大会と、これに対しては、同じ全国大会であっても2分の1の補助になるわけなんですけれども、これちょっと私調べましたら、陸上なんですけれども、中学生の陸上でジュニアオリンピックの陸上大会というのがあるんですけれども、これは全国大会、ジュニアオリンピックと銘打っていますんで、3分の2の補助になる。この全国大会、神奈川県横浜市にある日産スタジアムか何かで行われるわけです。先日の教育奨励賞のほうで表彰されて、成績、地方予選で成績がよかった子がいましたけれども、全国小学生陸上競技交流会、これで多分、上十とか何かで1位を取られた子もいたんですけれども、この方も結局上に上がって県代表になる。

仮になった場合なんですけれども、なった場合、全国大会、同じ場所で神奈川県横浜市の同じスタジアムで行われるわけなんですけれども、この要項を見ますと、結局この小学生の陸上大会の場合は、主催が日本陸上競技連盟になるわけなんですよね。そうすると、同じように県予選を勝ち抜いて、同じ場所に行くのに、ジュニアオリンピックがついていると3分の2と、結局下の小学生の場合は、教育委員会の主催でも共催でもないわけなんです。そうになると、結局同じ場所行っていて、こっちのほうは2分の1ということになるかと思うんですけれども、そのあたりいかがなものでしょうか。教育長、お願いします。

議長（円子徳通君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

先ほど種市議員さんが語られました。私たちが頭にあるのは、教育奨励賞、子供たちの活動を町として表彰していますので、部活動、スポ少のみならず、対象としている種目全部をもう1回考えましょうという方向性にあります。ですから、教育奨励賞も部活動、スポ少に属さないのは9種目ありますよね、今ご指摘のように。ですから、それを含めて交通費だけでいいものなのか、どうなのか、その辺の内容は慎重に検討させてほしい。ただ、前向きな姿勢にあるということだけはご理解ください。

そして、あと、一つ一つの大会要項まではちょっと私頭にはないんですけれども、もし、今後そういう部分が出てくれば、慎重にもう1回、その大会要項等々をきちっと精査しながら対応させていただきたいと思います。

議長（円子徳通君）

2番、種市君。

2番（種市正孝君）

結局詳しくいきますと、今の小学生のやつなんですけれども、結局これは、対象的にはまずスポーツ少年団の中に陸上というのありますから、そこではまず一つクリアはしていくわけなんですけれども、そうやって上がっていった場合に、この規定というか要綱をきちんと重視するのであれば、やっぱりそういう矛盾、矛盾というわけじゃないんですけれども、そ

ういう差が生まれてくるということなんで、このあたりを少しこれから、やはり先ほども壇上で言いましたけれども、いろいろなスポーツの分野に活躍している子たちが出てくると思いますんで、やはりそういう子たちにも支援の手を伸べられるようにもう少しこのあたりを変えていってもらって、余りにも教育委員会とか社会体育、学校体育の垣根がないように、同じような形で要綱のほうを考えていただきたいなと思います。

もう一つなんですけれども、同じような話で、サッカーなんかもそういうの結構、今回これに当たっていろいろな大会というのちょっと調べてもらったんですけども、結構なかなか教育委員会主催とか共催というのが、後援とかという形はとっているのはあるんですけども、主催になると、やっぱりどうしても協会とかそういうところが多いみたいな形に見えますんで、その辺がこれからいっぱい出てくると思いますので、変えていただければなと思います。

ということで、まず、じゃ、前向き検討だけ、ひとつ最後に。

議長（円子徳通君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

文化活動なんかもそうなんですけれども、いろいろな大会とか発表会というのは、最近すごくふえているんです。例えば、大学単独でいろいろな発表会をもって、それも結局全国から集めるから全国大会になるわけですよ。だから、スポーツ大会もいろいろな冠大会があるので、この要綱をつくった時代と違ってきているということは確かだと思います。それを含めて検討させていただきたいと思います。

議長（円子徳通君）

2番、種市君。

2番（種市正孝君）

では、まず前向きな検討ということで、ひとつこれからよろしく願いいたします。

そうしますと、次の幼児福祉についての質問のほうに入らせていただきます。

先ほど町長のほうからご答弁いただきましたが、現在では六戸町、1歳6カ月健診、3歳

児健診、この2つの時点でのある程度障害などの健診を行っているということなんですけれども、これ今、手元にちょっとあるんですけれども、25年、26年、27年、1歳児健診、3歳児健診の健診率のパーセンテージ書いたやつがあるんですけれども、100%が1回あるんですけれども、見ていますと97とか、93とか、94%と、100%ではない。この数字だけ見るとそういうデータあるんですけれども、そうすると、やっぱりこの辺でちょっとどうしても見落としになっている可能性もなきにしもあらずなのかなと思っていますが、この100%いっていないというデータについて、その後どういう対応とか、していない人に、受診がされていない子供たちにどういう対応しているのかも含めて、ちょっとお聞かせ願えればと思うんですけれども、福祉課長。

議長 長（円子徳通君）

福祉課長。

福祉課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

健診未受診の子供の対応についてであります。健診率は、先ほど種市議員がおっしゃったとおり、100%というのは過去3年で3歳児健診において一度限りで、26年度、27年度は、3歳児については93.2%、99%というふうな数字となっております。それで、都合により健診を受診しない子供については、保護者に対し電話や手紙で受診勧奨を行って、必要に応じて訪問等をして、子供の健康状態を確認しております。

ちなみに、4カ月、12カ月、1歳6カ月、3歳児健診と4種類の健康診査を行っているんですが、全部の健診の未受診者という方はおりません。全てどれかの健診を受けている状況となっております。

以上です。

議長 長（円子徳通君）

2番、種市君。

2番（種市正孝君）

今、課長のほうからおっしゃられたということで、そのとき受けなくても後でフォローと

どうか、追跡して受診のほう、子供の状態を見ているということでもよろしいかと思えます。そうしますと、先ほど気になる子という話もあったんですけども、去年、おとし、27年になるんですけども、県内の地方紙のほうにこういう記事が載ってまして、弘前市で取り組んだ話なんですけれども、発達支援事業の取り組み、新しい支援事業を検討するために弘前市内の認定こども園、保育所、幼稚園、認可外保育園施設に現状や課題をアンケート調査し、結果を発表したと。アンケートが集団に入れないとか、表情が乏しいなどの約40項目の障害が疑われる子供の具体例を提示して、当てはまる子を気になる子として定めたところ、まず弘前市さんのほうのほうでいくと、全体の1割強が該当したという、こういうデータ記事なんですけれども、そうすると、1割強、ゼロ歳から5歳児で13%、約1割ぐらいの子供がそういう気になる子に当たるという話が出ているわけです。では、同じ27年あたりで、結局六戸町、当町のほうとしては六戸町子ども・子育て支援事業計画を策定しているわけなんですけれども、この中でまず第5章のほうで次世代育成支援の施策展開というところで、障害児施策の充実というところがあるわけなんですけれども、そうすると、まず多少何か交流して保育園さんのほうからいろいろお話を聞いているというふうな、先ほど町長さんのほう言われていたんですけども、もう少しきちんとした調査というのは、やったほうがこれからやっぱり子供たちのためにいかがかなと思うんですけども、そのあたりどう、町長のほうでよろしいですか。お願いします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、気になる子ということで、もうちょっと診査といいますか、しっかりやってみる形はないのかというご質問だというふうに思います。

幼児期の扱いというのは、非常に難しいところがございます。確かに第三者から見ればそうかもしれません。しかし、親御さんから見てみると、こういうふうにとというふうな形が出るかもしれないということを考えているか、またはそうじゃないと信じて来ているのか、そういうところがあります。六戸においては、同様にやろうと思えばできないわけではありません。ただ、こういう点に関しては、それぞれの施設、保育所であったり、いろいろなところの方々とも、過去には、気になる子という言葉が出てくる前でも相談しているはずござい

ます。ただ、それもすべからく、その保護者である方が納得しての形でなければというものがでてまいります。そこが私どもの大きな公といえどもハードルでございます。ですから、今ご質問もありますけれども、この健診というか診査をしていること、そして、自分のお子さんという部分をしっかりと相談したり、もう問題だけあるよということ、問題というか、気になってこれがだめになるよということではないわけですので、そういう点を信頼していただいて、できるだけ早目に対応する、考えてみる親御さん方の理解といいますか、そういう部分を関係施設等を通じながらお話しをし、理解してもらって、その段階でより詳細の診査といいますか、そういう部分を展開していかなければならないのかなというふうに思っております。

まずは、今了解いただいている範囲の中での診査という部分は多目において、町としてはやっているふうに考えているというのは、そういう意味でございます。もっと詳細をできるなら、それにこしたことはないというふうに私どもも思うんでありますけれども、やはりその親御さん方の意識という部分も無視するわけにまいりませんので、先ほどパーセンテージにおいても同様、ある意味ではそういうところもあるやもしれません。一度は間違いなく受けているというこう言うんですけれども、その後においては、これはこの健診は意味がないというふうに捉えているのではなくて、親御さんがいろいろ考えた中でのものもあるやもしれませんので、私どもとしては、来てくださいと課長が言ったみたいにお話はしますけれども、強制的にはなかなかしゃべりにくい事案、案件であるという部分があります。もっとみんなで見ようよという意識を啓蒙、普及させていく努力を今やらなければいけないかなと思っている次第でございます。

議 長（円子徳通君）

2番、種市君。

2 番（種市正孝君）

今、町長のほうからお話があったように、私聞くところによりますと、この発達障害に関しても、気になる子に関しても、なかなかご家庭では判断がつきにくいというか、私ども、皆さんもお子さんいらっしゃれば同じだと思うんですけれども、自分の子供たちがまさかと、そう思う親御さんのほうが多いかと思うんです。比較的保育園などの集団生活へ入っていくと、そういう症状が、やっぱり同年代の子供たちが何人か何十人かいらっしゃいますので、

その中でやっぱりちょっと違うんじゃないかというのが見つけやすいという話で、まず保育園などの施設でこういうアンケートもとったら、やっぱりこれだけの子がいたということなんですけれども、これちょっと教育長にも少しお聞きしたいところがあるんですけども、平成24年に文部科学省が実施した通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果というのがあって、これによれば知的発達におくれはないものの、学習面か行動面で何らかの困難を持つ児童や生徒は、調査対象の6.5%になっているんです。これは、単純にいくと40人学級1クラス当たり、二、三人の割合になる。これは医師の判断ではなく、そこに携わる教職員の方々の主観に基づく調査なんですけれども、こういう結果が出ているというのが文部科学省の調査で出ているわけなんですけれども、仮になんですけれども、今現在行われている、幼児の場合は3歳児健診があって、その後このような症状があらわれたとします。そうすると、それ以降の健診というのは、小学校入学時のちょっとした健診というんですかね、そういうのがあるだけなんですけれども、そのまま小学生に入ってきたとして、このような症状あらわれた、あるいは発達支援を持っている子供かもしれないんですけども、入ってきた場合に、小学校に入って、入ってすぐの1年生のあたりにはなかなかそれを見つけれない。早くても2年、3年になってからじゃないと、きちんとした支援の手ができないという話をちょっと聞いたことがあったんですけども、そのあたり、教育長、いかがなのか、私のちょっと聞き違いなのかどうかかわからないんですけども、ご説明いただければと思うんですけども。

議 長（円子徳通君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

ご指摘のとおり、特別支援を必要とする子は六戸町にも、いるのはいます。1クラス、三、四人と言えるかどうかはわかりませんが、各学校には特別支援学級は設けられています。

町長のほうからも話ありましたが、施設との懇談会あるんですけども、結局これ非常に難しい部分がありまして、施設は施設の立場、思いというのがありますよね。それから、子供のあれを本当に客観的にきちんと医学的に見て判断できる人が常日ごろいるかどうか。それから、保護者も、議員さん言われましたように、まさかという思いもある。それか

ら、社会の体制も私大きいと思っています。中学校も、特別支援の子でも3年生になると普通学級に戻ったりするんです。それは高校受験のためです。結局将来に不安があるからなんですよね。ですから、社会がもう少しそういうずっとこう見守り、育て、自立できる道をきちっとつくってくれば、親御さんも子供さんも本当に安心していけるんでしょうけれども、今の場合は18歳ぐらいになると、養護学校さん終わると、普通にぼんと社会に出されるのが現状なんです。ですから、そういう社会の体制をも含めて、各ポジションポジションがもう少しお互いに理解しないと、なかなかこれは難しいなど。

弘前の考えも聞きましたけれども、よく施設のほういろいろな、人数だけであれば出せたのかもわかりませんが、今度は特別支援学級に入れるとなると固有名詞出てきますよね。そうしたときに、また一ランク難しい問題があるだろうなという思いはしております。

幼稚園のほうでもいろいろな条件出しにくい立場もあって、入学前にそういう診査に乗ってこない子は、入学後、学校のほうで、小学校のほうで判断して、特別支援委員会の方に上げる格好になりますので、入学1年目はそういう学級には入りませんが、各学校では取り出したり、放課後残して学習指導したりは対応はしていますけれども、特別支援学級に入ることはまず1年間はありません。それが現状です。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、幼児福祉から学校のほうに移ったものですからお話しいたしますが、まずはあくまで就学前のお子さんということで、昨今は5歳児での健診ということを進めてきている自治体が出てきております。私どもも、それは検討していきたいなというふうに思っておりますが、先ほど申し上げたように、保育所であったり、今いらっしゃる場所の理解という部分を求めたいというのがこの5歳児健診を行いたい。そうしますと、学校に入る前に、保護者の方も自分のお子さんがはっきり言って発達障害なのかどうなのかということがわかることとなります。そのことのショックもあるやもしれませんが、だから、正確な対応をして差し上げられるというふうにも言えます。また、小学校に入るに当たっては、今お話ししたみたいにどういう対応でもっていくのかということも判断できるのかなというふうに思っておりますので、私どもとしては5歳児健診という部分が行えるような方向に向けて努力したい

などというふうに思っております。それは、私どもが決めることではなくて、やはりその関係施設のいろいろな方々の意見、保護者の気持ちという部分はどんな感じなのかも伺いながら、私ども決めていかなければならないのかなど。実際にやってくれども誰も受けなかったと、そういう親御さんが受けさせなかったというのであれば、これもまた問題なものですから、理解を得てしっかりと現状を踏まえてやっていく、そういう点にこの5歳児健診という部分、慎重に私ども対応していきたいと。できれば早く理解していただいてやることが一番ベストではないかなというふうに思っております。

議長 長（円子徳通君）

2番、種市君。

2番（種市正孝君）

先に私お願いしようと思ったことが町長の口のほうから出てきましたんで、どうして先ほど学校のほう、教育長にお伺いしたかということ、結局、今、当町で行われているのは最後の健診は3歳児ということになりますけれども、そして今、教育長がお話しされたように、もし何かあった場合でも最短で特別な支援ができるというのは、2年生あるいは3年生。その間、結局子供たちが時間があいてしまうわけですね。今、町長がおっしゃられたように、これが仮に5歳児でこういう健診が一つ、ワンクッションあるとすれば、もっと早い時期でその子供たちのことがわかるわけですから、そうすると、1年なり2年、小学校入る前にそのことがわかれば、それに対する対応というのも小学校のほうで、もう早い段階からできるのではないかということ、メリット性があるわけなんです。なかなか、町長がおっしゃるとおり、保護者の方々の理解とか、そういう点、難しい部分あるかと思います。ちょっとお聞きしたら、やっぱり近隣のほうでいきますと三沢市さんとか七戸町さん、東北町さん、六ヶ所さん、横浜さんというところなんかでは5歳児の健診を行っているところも、もう周りのほうにはあるわけです。そういうところからいきますと、やっぱりどうしてもこれ、かなりちょっとまだまだ少ない、皆さんご理解、認識とか少ない部分ではありますけれども、実際問題、そういう子供たちがこうやって弘前さんの調査でもありますし、文科省のやつの調査でも出てきているのは事実なんでありますから、やっぱりそういう子供たちがいるということ認識して、早い段階で六戸町もやはりその子たちに万が一の場合はちゃんと手を差し伸べられると、そういう状態をつくっていただきたいなと思います。やっぱりかなり5歳児、

県のほうでも何年か前かに5歳児の健診のやつのモデル事業で、何か三沢市さんのほうがそれをやられたという経緯もありますし、その後に三沢市さんのほうでもなかなか、それをやることによって保護者の方々に不安や理解も深まったという、これは市長の答弁のほうにもあったんですけども、そういうこともありますんで、難しいからじゃなくて、逆にそれを機にやっぱり皆さんにも理解してもらう、そういうものもあるんだということを保護者の方にもわかってもらうというのも、それも逆の方向性ではないかと思うんですけども、ぜひ町長、もう1回、そちら難しいとは思いますが、健診のほうひとつ5歳児でそういう子たちを何とか支援できるような体制というのをもう1回考えてもらえませんか。お願いします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほど申しあげましたように、実際に実施してあげることが現実的な問題として一番ベストであるというふうに捉えておりますので、先ほど言いましたように、保護者及び今、保育所であったり、幼稚園であったり、行っている施設自体が今までの流れの中からこのことを理解しながら、実際に実施できるよう、私どもできるだけ早くなるように環境づくりといたしますか、状況づくりをしてまいりたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

2番、種市君。

2 番（種市正孝君）

じゃ、実施づくりに向けて検討していただけるということで、最後の、少し時間ありますよね。最後にもう一つだけ。

また町長のほうにお伺いしたいんですけども、きょうは2つほど子供たちの質問をさせていただいて、関係する質問をさせていただいたんですけども、何年か前に、校長先生、教頭先生が当町に赴任されてきたときに歓迎会のほうに出られた席で町長がおっしゃられた言葉で、六戸町、子供少ないところなんです。少ないところなんですけれども、少ないこと

を逆にとって、その中でいいものを見つけて伸ばして行ってあげてくださいと校長先生や教頭先生の前でご挨拶をなされたことを私記憶にあるんですけども、これ学校だけの話ではないと思うんです。逆に言うと、町としてもやはり少ない子供たちのためにいろいろな手を差し伸べてあげられたらいいんじゃないかと思います。

先ほどの派遣費の補助の関係であっても、なかなか行けるところじゃないです、全国大会。私行きたいからといってすぐ行ける場所じゃないわけです。勝ち上がり、勝ち上がりして行って、その中でやっとの思いで行ける。それも、1年間に、データを見ても1チームとか1人とか2人ぐらいのものなんです。今の5歳児健診のお話でも、うちの六戸町、年間の赤ちゃん産まれる数は多分、たしか100人に満たない80人前後だったと思うんです。本当少ないと思いますけれども、その子供たちがこれからの、ここで生まれ育ち、六戸町を、あるいは日本を背負っていく、そういう少ない子どもたちだと思うんです。少ない子供たちだからこそできること、これ町もあると思うんですけども、その辺の町長のお考えを聞いて、私の最後の質問としたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

確かにそのようにお話をしたことがございますし、今も同様に考えております。と申しますのは、生徒が少ないということでいろいろなものに展開していくわけがございますけれども、逆に先生方を前にしたときに、教師を職業として選んだ方々にとって、ある目の届く範囲のちょうどいい教室、範囲というのは、六戸町ではないのかと。すなわち、教師として最大の力を発揮できる規模、ちょうどいい場所ではないのか。よって、ぜひ六戸町の中にあっては自分自身が教師であるという自負のもとに、最高のみずからの指導という部分に努力、専念していただきたいと。それは勉強であり、文化、スポーツであり、それらをこの六戸町の子供たちに与えていただきたいということで申し上げました。よく私は20%アップという、すぐ点数だというふうに捉える方もいらっしゃるんですが、数字で言うとそういうふうに勘違いされますけれども、そういう意味ではなくて、人的に立派な人間をつかってほしいと。数字ではあらわせないかもしれないけれども、人間的な意味の中にこの小学、中学というこの間に根となるべきものと培えるような六戸の教育であっていただきたいと。それが他

の周辺に比べて2割以上まさっているぐらいだったら理想だよねみたいなお話をさせていただきました。2割ということは数字ではありませんけれども、それくらいの勢いになりますと、今お話あるようにスポーツや何かであれば優勝する、または東北・全国に行くようなチームであってみたい、勉強においても実際はできる、できないレベルではなくて、その次のステップまで上がっていけるような勢いを持っている子が出てきたりいたします。全員がなるとは思いませんが、それを目標にしながらみんなで歩いていく、そのような指導をしていただきたいということで申し上げました。受ける子供たちもいらっしゃいますから、その子供たちが全て同じくはなるとは思いませんが、そういう環境を与えてくれるように先生方をお願いしたということでございますので、私どもとしてもこういうお金があればとか云々ばかりじゃないというふうに私は思います。やはりどこへ行っても金太郎あめ的な教育じゃなくて、ここで                      があつたらその部分の指導という部分に心がけていただきたいというのが六戸町へ来る先生方へのお願いであります。それを聞いてやるか否かはわかりませんが、私は言葉にせずとも、この人、マルかバツかぐらいの気持ちで見ていると、露骨な言い方をすればそういうところがあります。でも、それをそう思ったことは口にはいたしません。ぜひ、少ないことが悪いんじゃないくて、可能性、そして、意欲があるのであればそれを伸ばすようにみんなで協力し合ってやってまいりましょうという考えでございますので、これからいろいろなご質問等含めて、前へ進む方向であれば幸いなというふうに思っております。

議長（円子徳通君）

よろしいですか。

これで、2番、種市正孝君の一般質問が終わりました。

会議を続行します。休憩はとりません、申しわけないですが。

なお、トイレ休憩の方はご自由に退席して、許可いたします。

次に、7番、川村重光君は一問一答形式による一般質問です。

7番、川村重光君の発言を許します。

7番。

7番（川村重光君）

早速ですが、通告いたしました件について質問いたします。

町内会についての質問ですが、過去にも私を含めまして何人かの議員がこの件について質

問しております。内容については、町長も大いに理解していると思いますが、現状は旧態依然のままと言わざるを得ません。

昨年、私は奇遇にも町内会会長を経験させていただきました。そして、町内会運営のこの問題、特に金銭面での厳しさを肌で感じる絶好の機会を与えていただきました。その体験をもとに、このたびは質問させていただきます。

六戸町の総合振興計画の基本理念には、「恵みの大地と人が結び合うやすらぎと感動の定住拠点、六戸」を掲げております。つまり、コミュニティのきずなを高めていくことが基本理念にかなうことで、町内会が中心となって担っていかなければならない、私はそのように理解しております。

反面、高齢化世帯の増加で、会員の体力的、経済的な理由で町内会のリタイアがふえ、存続が揺らいできているのも現実であります。

そこで、次のことを伺い、私の矛盾を少しでも整合していきたいと思っております。

1に、各町内会の会員数の動向、また、会費について伺います。

2として、町内会を対象とした補助金の詳細を伺います。

3は、町内会運営の助成金について、町内会の経費には「減ずることのできない経費」があります。例えば、公民館の維持管理費とか、防犯灯の電気料金などがあります。会員の負担にも限度があり、町内会運営に継続的な補助を検討してはどうか。町の行政連絡員業務、区長業務ですよね。この見直しを提案しながら伺いたいと思っております。

次に、小松ヶ丘地区について、先般の小松ヶ丘地区との意見交換会で問題となった点を取り上げて質問いたします。

議会は意見交換会を通して、この地域の課題を議員と住民が享受して、住みよい地域づくりを目指して議会活動の参考とするために、この意見交換会を行っております。

そこで、議員各位の総意として質問を願いましたが、ご理解を得られず、ちょっとトーンダウンしますが、私個人の考えとしてこの質問させていただきます。

小松ヶ丘交流館の利便性について、現在この交流館を利用するには教育課に申し込みを申請してから、手続きを踏んで利用しなければならない。ある程度自由に出入りできるような交流館を検討してはどうか伺います。

2番として、小松ヶ丘の住民は移住した方が多く、高齢者でひきこもりも多い。また、若い子育ての方も多くいます。

その方々が集う憩いの場として公園がありますが、トイレがない。また、あずまや的なもの

のがない。どうか設置を検討してはどうか伺います。

以上、2点の質問事項の回答をお願いして、壇上からの質問といたします。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

それでは、早速ではございますが、川村議員のご質問に対してお答えを申し上げてまいりたいというふうに思います。

町内会について、まずは各町内会、会員数の動向と会費、経費としてのもの、いろいろな要素を含んでの会費になっていようかと思いますが、それについて問うということについてお答えを申し上げてまいりたいと思います。

まず町内会というのは、一定の区域ごとに構成された住民みずからの手で設立される自治組織と定められておりまして、活動内容は、祭りや運動会などの住民同士の交流を深めることを目的とした活動や、防犯・防災や清掃活動などの地域の環境づくりのための活動が主であると考えております。

会員数の動向については、当町の小松ヶ丘地区以外の町内会は、全国的な傾向でございますが、高齢化や町内会意識の希薄化に伴い未加入者がふえております。運営面で苦慮していることは、ご質問にもありましたが、十分承知をして、認識しております。

一方、小松ヶ丘地区では、人口増加とともに加入者は大幅に増加している状況でございます。

また、町内会費でございますが、調査しましたところ、一番低い金額の町内会で1世帯年額3,600円、高い町内会では2万円ございました。

ただし、その内容を見ると、共益費、ふだん使うやつです。それから、例えばいろいろあります。募金もまとめて預かってお支払いするというようなやり方、各種団体費等いろいろ町内会によってあると思いますが、それらの会費。また、公民館の維持費。また、独自の区長手当も含んだ会費を徴収している町内会と、共益費だけで募金等は全く別に徴収しているという町内会など、いろいろなパターンがございます。平均すると、大体町内会費は1万円程度でございました。

次に、町内会を対象とした補助金の詳細についてのご質問でございますが、現在、町内会

を対象にした補助金は、地域公民館を建設または修繕する場合の補助金や地域づくりのための事業を支援するふれあい郷づくり事業費補助金、防犯灯の設置やLED照明への交換費用補助金、コミュニティ助成事業、犬落瀬商店街街路灯の電気料補助金及び町内会活動に対する町内会活動賠償責任保険の費用負担の財政支援を行ってきておるところでございます。

次の町内会運営費への助成を検討してはどうかというご質問にお答えいたします。

町といたしましては、先ほどご説明いたしましたように町内会に財政支援を行っている状況でございますので、今後も目的を持った事業に対する支援を引き続き実施するとともに、ふれあいの郷づくり事業を積極的に活用していただけるようお願いしたいと考えているところでございます。

次に、小松ヶ丘交流館の利便性についてのご質問でございます。

小松ヶ丘地域交流館は、平成18年に北部地域の広域的な交流拠点として整備され、開館以来、町内外から数多くの来館者が訪れ、各種会合やサークル活動に活用されております。

最新の実績としては、平成27年度の年間施設利用団体数が、小松ヶ丘町内会や大曲小学校スポーツ少年団等含め、延べ496団体、年間の利用人数も延べ1万2,000人に上がっております。幼児から高齢者まで幅広い方々に日々有効に活用していただいております。

ご質問の利便性についてでございますが、ご存じのとおり、当該施設には常勤の職員がないという大きな制約もございまして、利用者の皆様には何かとご不便をおかけしているところでございます。

利用予定がなければ鍵がかかっていて入館できない、好きなときに行ってくつろげるような場所にして欲しい。あるいは、利用申請をするために、わざわざ文化ホールに行かなければならない、交流館で申請できないものかといった苦言を耳にいたします。

以前から私自身も伺っている、住民の方からもこの点は伺っておりました。町といたしましても、このような声に応え、さらなる利便性の向上を図りたいと考えておりますが、管理人不在時における防犯上の問題や、施設利用状況の正確な把握が困難となり、逆に利用者の皆様にご不便をおかけすることになりかねないとの理由から、要望に応えられずにいるものでございます。

今後も施設管理に万全を期し、利便性の維持に努めてまいりますので、地域の皆様方には、今後も小松ヶ丘地域交流館を利用され、地域における各種活動の拠点として、より一層活用されますようお願いを申し上げます。

小松ヶ丘地区についての公園内にあずまやとトイレ設置を検討してはどうかのご質問に

お答えいたします。

まず、小松ヶ丘には、現在8カ所の公園があります。いずれの公園にもあずまややトイレは設置しておらず、また今現在でも設置する計画は持ち合わせてはおりません。

しかしながら、小松ヶ丘地区は人口の増加に伴い、そこに住んでいる方々が将来において安心して暮らせるよう生活環境等の整備が必要でございます。

いずれの公園内にもあずまややトイレを設置しておらず、また、今現在でも設置する計画は持ち合わせてはおりません。しかしながら、小松ヶ丘地区は人口の増加に伴い、そこに住んでいる方々が将来において安心して暮らせるよう、生活環境等の整備が必要でございます。公園内にあずまややトイレを設定することについては、公園の利用状況等を調査しながら判断しなければならないと考えておりますが、小松ヶ丘地域交流館の隣にあります中央公園は、町内会のイベントなど地域の交流の場としても利用していますので、トイレ設置等について検討してみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

小松ヶ丘地区を除いて、あとは減っていくと。小松ヶ丘地区はどんどんふえているということでもあります。

そこで一つ、町のこの制度、若者定住支援事業補助金、そしてまた、定住対策建設補助金があります。対象資格には町内会加入ということが要件となっております。入会して補助金をいただいてから退会したとか、町内会をやめたとか、そういう人がいるのか。その場合の措置をどうなさるのか。ある場合ですよ、ない場合は結構ですので。そのところを少しお聞かせ願えればなと思っております。

議 長（円子徳通君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答えいたします。

ちょっと細かい資料は持ってきていないんですが、アパート補助と建築補助がございます。アパート補助については2年間という期限つきの助成でございますので、その2年が終了した時点で町内会から抜けたという事例はあります。ただ、建築補助、これはもう家を建て、そこにずっと住むわけですけれども、そういう方については、今のところ町内会を抜けたという情報は入っておりません。

以上でございます。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

わかりました。ないということで、私も安心いたしました。

次に、小松ヶ丘を除いては、他の各町村で言えることですが、高齢者の、お年寄りのリタイア、退会というのが急激にこう進んでおります。このことは必然的だと思いますが、このように減少していきますと大変なことになると思いますので、トップとしてこの町内会の存在意義を、先ほども述べたと思いますが、再度お聞かせ願えればと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

高齢化社会を踏まえて、既存の町内会、それぞれ退会する方がいらっしゃったりで運営上大変という意味合いだというふうに捉えます。まさにそのとおりかというふうに思います。がしかし、これは以前から若干始まっていることございまして、町内会においてはそれぞれ知恵を駆使しまして、例えば、ある高齢者の方、そういう方は会費が半額だとか、いろいろなイベントがあっても、事業のときにはそれに出向くこと、出なくても、欠席してもそれを欠席扱いにしないとか、いろいろと知恵を出し合って、自分たちの持てる範囲の中での地域活動、町内会活動という部分をやっているところもたくさんございます。今、10年前、20年前と同じままでいかなければというようなところがもしあったとするならば、やはり先

立ちが今の時代に即してどのように、地域というのはそれぞれ事情が同じように見えて違うもんですから、それらに合わせながら皆さんで創意工夫をした中で、町内会コミュニティ活動を含めての活動がどういうふうになされていくのか、そういう予算という部分を検討しつつ、皆さんで考えていただかなければならないのかなというふうに思っておりますので、今私も調査をいたしました。もし、そこの先立ちになっている方々で相談したいというのであれば、こういうケースもあるよというようなことの指導とか、そういうものはお話をしてみたいなというふうに思っております。先ほど申し上げたように、町内会に関しては、役場といえども私どもほうからこういうふうにしなさいというようなことを言えない組織体でございますので、あくまで主体的要素を町内会に求めざるを得ないというのが実情でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

そうおっしゃいますが、町内会としては規約の中に未加入者云々という、もう書いているところあります。

そういうところをご理解いただいて、次に、会費についてであります。

結構ばらつきがありますが、この平均1万円、多いような少ないような。年金暮らしの高齢者世帯、それからまた、生活困窮者世帯にとっては、この会費、共益金というものは相当酷なようなこの負担であるかなと思っております。感想をお聞かせいただきたいと思っております。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

確かに高齢であり、または体調等の問題もあり、苦勞されている方々、会費等を払うという非常に大変な方が多いと思っております。先ほど申し上げましたように、そういうことを考慮しながら、町内会においてはその会費の負担ですとか、中にはもしかすると無料というところもあるやもしれません。それぞれの町内会が定めながら、そういう一緒にいる方々、そし

て、メンバーではあるけれども、いいんじゃないのかというようなやり方をしているところもあるようでございますので、創意工夫をとすることはそういうことでございます。これは避けられない現実でございますので、私どもとしては現状に即しながら、今いる者たちで自分たちの住む場所のことをどのようにやっていくかというものを、新たなる概念でもってつくり上げご努力を皆様をお願いをしたいなというふうに思っている次第でございます。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

行政にとりましては、やはりこの町内会というのは、地域の円滑な運用を行う上でぜひとも必要な、絶対不可欠な団体と思います。会の退会者が今後増加しますと、町内会が維持できない、また、消滅する。その可能性があると思いますので、今後ともさらなる行政の支援というものをお願いして、次に進みたいと思います。

補助事業について、この2点。

まず、このふれあいの郷づくり補助について。

町内会で幅広く考えて活用できるような補助金は、このふれあいの郷づくり事業と、これだけかなと思います。年間60万円の予算です。町内会の重要性を考えますと、ちょっとせこい予算かなとこう思っております。そこで、平成12年から実施して、この30の団体、79の事業を行ったと報告、区長会議の報告書に書いてありました。町には50団体の町内会があります。単純に計算しますと、20団体が活用していないこととなりますが、この20団体が活用できなかった理由、しなかったのか、できなかったのか、どのように捉えているか、ちょっと伺いたいとそう思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、助成金、ちょっと小さくはないかということでございますが、世帯数によって限度額が決まっております。10件しかないところが同じ金額ではございません。世帯数の多いと

ころ、小さいところ、それから、実際に郷づくり事業とありますが、これは単にその町内会にどうぞご自由にといいことでお金を差し上げるためやっているわけではございません。あくまで町内会主体的と言いましたが、コミュニティということは今時代に考えてしっかりと歩んでいただきたいと思います。そこで皆さんが相談をし合い、必要なものがあつた場合に、そこにおいて実施する。ただし、その場合においては全部それを住民が負担することになるわけですが、みんなでもって相談したもの、それが広域的、皆さんにとって大事なものであるという場合は申請してみてくださいと。そうしますと、町として協力いたしますよ、全額じゃなくてもよろしいですよというのが郷づくり事業でございます。すなわち、しっかりと協議をされた、されない。または、テーマを設けてやった、やらないというあたりが問題で、それを必要がないから、またはやらなかったからということで申請をしなかった町内会は、これは町内会に限らないんですけれども、何かの団体でもよろしいんですけれども、あえて必要がなかったから出していないということであつて、こっちのほうはよくて、こっちのほうにはやらないとか、そういうのではない。あくまで郷づくり事業を受けたところは、しっかりと協議をされて、そして申請を出して、それが住民の方々のためになる、皆さんで相談したことだねということで対象になったということでございます、なっていないところが何かわざと省かれたとかそういうことではございませんので、しっかりと協議をされて上がってくれば、必要なものがあるとすれば対象になるというふうになりますので、郷づくり事業の流れというのをご理解いただければありがたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

この事業は平成12年から実施しておりますけれども、今ご質問にあつたように、今までで85町内会、金額にして1,500万円の事業を執行してまいりました。確かに、今まで実施した町内会の数は31町内会でございます。残りについては申請がなかったということでございます。また、これについては、毎年1月の新区長さんの会議において、具体例等を挙げて、新区長さんには丁寧に説明して、できるだけ事業を実施していただくようお願いはしております。

あと、予算でございますけれども、当初予算では60万円ほどでございますけれども、申請が多くなれば、その都度対応していくこととしておりますので、ご理解をお願いします。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

趣旨はわかります。しかし、平成12年から実施して、20団体が活用していないと。何回も説明したんですけども、申請がないということで、要らないということだろうと思います。

しかし、この事業の趣旨は、「恵みの大地と人が結び合うやすらぎと感動の定住拠点、六戸」を目指した地域づくりを推進するため行うとうたわれております。町の示した活動を、さっきもできる町内会、できない町内会もある、人とか、能力とかそういうものがあるわけでございます。できる人はどんどん、できる町内会はもうどんどんやっついこうと、今、国で行っている地方創生と同じような考えで町長さんが述べておりましたが、果たしてそれでいいものかと、私は少し疑問を感じるわけでございます。この趣旨からして、趣旨迫害とは申しませんが、何とかどの町内会も活用できるような柔軟な解釈で活用されるように進めていくと言えいいんですか。どうしても申請ならしゅうがありませんけれども、そういう考えをお持ちかどうか、お聞きしたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、このことは全町内会とか団体が対象になります。まず、これを、ふれあいの郷づくり事業を言い出したのは私でございますけれども、このときに私は試策という言い方をしました。試策というのは、なすことでの施策ではなくて、試みるです、試みるという。なぜならば、今、先ほど町内会の会費やいろいろな皆さんがご協議をされているという話をしましたが、会話をし、そして皆さんで協議をするという部分が若干薄い、それが六戸町だと私思いました。私自身も約19年以上の町内会長やりましたんで、どうしても意見と集約という部分が乏しい。どなたかがしゃべったものに合わせてそれでいってしまうと。それは、了解

をしていないこととなります。1人の人が話してあげれば済むということではありません。私は、もう時代に合わせて、町が行うことに関しては、皆さんがやはり必要だからということで、みんなでもって相談した。その中に、ですから、試みとしてみんなが会話をしてつくり上げていくという習慣づけをしていただきたいということで、試策、試みる策ということでこの郷づくり事業をいうものをスタートをしました。全ての団体もそうです。単に補助金、役場で何ぼくればいいのか。じゃ、くれるというのは何でもらいたいのよと逆に聞きたくなるんです。しかし、役場としては、そういうふうに聞くと何か金けちっているとかああたとかというだけのわけのわからない話になります。私ども公金を預かっておりますので、そして、そのお金はみんなのものでございます。ですから、そのように町内会や何かがみんなでも今ちょっとここが壊れたので直したい。しかし、通常の会費の枠組みでやれば赤字になる。でも、みんなで少しお金を出して、これを早く修繕しましょう。そういうようなものが出てくるのであれば、陳情だ、要望だと言わなくても、その地域の人たちが協議をし、しっかりと意見をまとめてきたものに対しては、町としてはそれに応えていきたいと思いますというのが郷づくり事業でございます。

ですから、町全体をこれから住みよいまちづくりというのは、六戸全体のことばかりを語るのではなくて、まず自分たちが住んでいる地域で課題があった部分を乗り越えるための手段として、そして自分たちの負担を軽減しながら、自分たちのいる場所の課題を乗り越えていくということ。それを試みたところに、みんなのお金でございますから、わずかながらでも協力しながらやっていくことが、その地域をつくることにつながっていくだろうということで行っているのが郷づくり事業でございますので、どこかがいろいろしゃべれば余計あげるとかどうかということではありません。やはり町へ持ってくるまでの間に、地域の方々がしっかりと皆さんでもってご協議をされた内容であるというそういうところが対象になっているというふうに思っただけだと思います。しっかりとやらなければだめなのかなというわけじゃありませんが、その町内会の皆さんが了解なさっている内容で事業がなされてくるというのであれば、それに対して協力しましょうと。ですから、町内会の総体的運営が対象ではございません。余分に新たにみんなでもらなければならぬなと思ったこと等に関しては対象になりますけれども、通常の運営にかかわる部分は対象にはなっていないはずでございます。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

これにつきましては、少し私意見の食い違いがあると思います。

そこで、次に進んでいきたいと思います。

この補助金には防災を対象とした、防災対策ですよ、これが対象になるかということですね。昨年、この六戸町で初めて避難指示が出されたわけでございます。初めてでございます。町民はいま一つ理解していない。このふれあいの郷事業を利用して、啓蒙するような対象となるのか、この補助金が。ということでお聞かせ願いたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

川村議員さん、避難情報等総合的に防災にかかわる事業展開と、地域のコミュニティにおける皆さんで協議していく郷づくり事業等々はちょっと趣旨が違うものですから、そこで、例えば川村さんがお住まいの町内会がみんなでもって消火栓をこういうふうに置くように決めたと。しかし、みんなの一部、3分の1は負担するけれども、肝心なところにみんなで置く村にしようよと、地域にしようよということでこういう事業をやりましたよという郷づくり事業、防災というよりは郷づくり事業のほうでどうかなということになるかもしれませんが、今、準備情報を出した総合的防災の観点で地域のための郷づくり事業というのは、地域で考えたことは対象になるものありますけれども、総合的なものとしては、ちょっと今、郷づくり事業とは別かなというふうに思いますんで、この場でなくて、別にゆっくりと説明を申し上げればいいかなというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

私のちょっと質問が誤解されたと思いますが、この防災訓練の対象になるかという、ずば

り。どうでしょうか。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

防災訓練も、皆さんがある特定の地域で ないのでこういうものをみんなでやるんだと。それが例えば消防署さんでしたり、いろいろなところの協力で、その事業の中でやるのであれば対象になりませんが、しかし、自分たちでこういうことをやるんだということがあって、それが定められた範囲であるなら、地域の活動としてのものはあるやもしれません。でも、大方は避難訓練ですとかそういうことになると、やはり専門のところ、消防署であったり、いろいろなところをお願いをしてやると思いますので、そちらのほうでは、スケジュール等もあるかもしれませんが、やり方によっては協力をしたりいたしますから、ちょっと郷づくり事業とかそういうものにあわせてやるまでもないんじゃないのかなという気がいたします。

議 長（円子徳通君）

7 番、川村君。

7 番（川村重光君）

すみません、この区長会議のありますよね。この中に、ふれあいの事業について、その他には地震や防災など災害に備えるための防災訓練活動、これも対象になるとうたっておりますが、これはならないわけですか。これ意味が違うかな。

議 長（円子徳通君）

暫時休憩します。

休憩（午後 0 時 1 3 分）

再開（午後 0 時 1 4 分）

議 長（円子徳通君）

休憩を解いて、会議を続けます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

今までそういう前例がないものですから、ちょっとあれですけども、確かにそういう活動についても補助の対象になります。ただ、どの経費とかそういうのについてはちょっと確認をして対応していくことになるかと思えます。

以上です。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、防犯灯電気料についてですが、この防犯灯電気料補助事業というのが六戸町で行われております。一部の町内会が対象のようです。まことに立派な電灯だと思えますが、この立派な、高貴な電灯に補助を出しているということだろうと思えます。この内容をちょっとお聞かせ願えればと思えます。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、助成を出しているということなんですが、これは犬落瀬の町内の中にあります、鋳物でできた大きい電気でございます。これは、その前身は丸いやつがついたのをご記憶の方もいらっしゃると思うんですが、これは商工会を中心としての事業として行われた街路灯といえますか、商店街の照明でございました。それが根元のところから腐食をし、危険だという

ことで、新たに事業で行ったのが今の街路灯でございます。その段階では、こういうすばらしいものをつけましょうということで、考え方は全て町が強制というよりも、そちらの事業主体が地域の方々ということで行われました。ですから、電気料においても、設置は助成やいろいろなものがあつたんでありますけれども、あくまでも維持管理に関してはそれぞれの町内会が行っておりました。

でも、あのおりの街路灯でございますので、非常に電気料が高額になる。それから、電球をLEDに変えるといっても、中身の装置の質も違うので、それができない。結果的に高額の電気料になると。今どうなのかという意見も耳にはいたしますが、現在あるわけでございまして、その電気料を全額皆さんが負担していらっしゃいました。確かにそれはちょっと通常の防犯灯や何かとわけの違う額の金額になっておりましたので、また、商店街の振興のためということも含めてついた街路灯で、ちょっと通常の防犯灯や何かと意味合いの違うものでございましたので、この負担状況を見て、この街路灯に関しては、町もやっぱり協力してあげるのいいのではないのかということをやっていると、助成しているということございまして、これすなわち全てということではございません。橋梁のところであったり、町道にありますそれぞれ、途中にある、また、学校生徒が通るからというので、この町内会にも属さないところ、それらに関しては町ではもちろんやっておりますけれども、通常の場合においては、町のほうで電気料の負担ということはしておりません。今のケースは特殊だと捉えていただきたいと思えます。

議 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7 番（川村重光君）

この防犯灯電気料補助事業とありましたので、これはまたみんなにこう対象になるのかなと私の勘違いと言いますより、そう思った次第であります。いずれにしても、電気料補助事業、名目を変えたらいかがかなと。誤解しますので、そうしていただければなと思えます。

次に、行政は安心・安全のまちづくりの推進が責務と思えます。防犯灯は町の安心・安全を守るための大変重要な役割を担っているわけでございます。しかし、町内会の持ち分として、設置、管理、運営をしております。今後、会員の減少を理由に、安心・安全の観点から、財政不足でこの防犯灯を使わないとか、撤去するとか、そういうことはできないわけであり

ます。本来、防犯灯は町の責任で設置し、管理しなければならないと私は思いますが、なかなか難しいと思いますが、ご意見を伺いたいと思います。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

町がやらなければならないという確固たるものは存在いたしません。六戸町は、以前からでございますが、設置に関するもの、それから、いろいろご寄附いただいた街路灯、防犯灯についての設置は、その地域の要望を出したところの了解を得てというような形で設置していただいたりしながらやってきております。今までも、みずからがやるからということでそれぞれの地域がやってきておりますので、そのような要望の中でやった部分においては、私どもの明かりということでやってきていただいております。先ほど申し上げましたように、橋梁のところですか、カーブのところか、またはどちらにも属さないようなところで通学路ですか、そういうようなものに関しては、もちろん町の町道にかかわる部分は町が負担しながらやってきておりますが、通常の町内の中にあることに関しては皆さんでお願いいたしますというのが六戸方式でございます。逆に、電気をどんどんつけたところは六戸のまねしたいというふうに逆になっている話も、よく私は逆の話も聞くことがあります。

それから、今減らすわけにいかないということになりましたが、先ほどご質問のあった郷づくり事業や何かで、今ついている街路灯が適正であるかどうかと。それを調査をして、不要なところは外して、少しコストを落として必要なところに回すかもしれません。同じ数になるのか、減るのかわからないけれども、検証してみるという町内会も、実際やっているかどうかかわからないですが、そういうふうにやりたいというふうに言っていた町内会の話も私は聞いております。ですから、街路灯に関する部分においては、まず自分たちのところについているのはどういう形であるのか、LEDなのか、前々からのものなのか、それらが違えばどうであるのか、それらの部分をそれぞれ区長さんや皆さん大変かもしれませんが、ちょっと考えてみることも節約につながっていくことになるのかなというふうに思います。そして、街路灯というのは何だろうかというふうに皆さんが考えるきっかけにもなるのかなというふうに思いますので、今のところ六戸町としては、一気に他の方向転換をしてというのはちょっとなかなかできない状況でございますので、ご理解をいただきたいなというふうに

思います。

議長 長（円子徳通君）

7番、川村君。

7番（川村重光君）

なかなか厳しい町長さんで、これ以上はお話は申し上げませんが、電気料については、町内会員と入っていない未加入者で、この料金の負担でいざこざの原因となっているところもあります。地域の人のつながりを守るためのこの町内会が、このともしびが電気料の負担でいがみ合ってはならない、こう考えております。どうかこの電気料に対しては、継続的な助成も考えていただくようお願いして、次に進みます。

次に、町内会運営の助成金についてであります。

すっきりした答えが返ってきていないわけであります。であれば、財政的に支援というのはいないわけでありますので、であれば、財政的な心配がない現在あるこの制度を見直していく方法があると思います。例えば、この行政連絡員設置、区長制度を見直して、区長の業務を町内会に委託して、この委託料を町内会に支払ってはどうかと思います。理由として、ほとんどの区長が町内会長を兼務しており、町の文書や連絡業務は100%町内会が行っていて、この業務委託については何ら問題がないと思います。しかし、行政連絡業務として個人への報酬ではちょっとふぐあいが生じるわけであります。例えば、班長にも業務が及んでまいります。本来であれば、班長へも報酬を支給すべきと思うが、支給されていない。ここ1点です。

それから、区長のなり手が今後全く、全くとは言えませんが、もうなくなっていく。公選法にかかわる人も区長をやらざるを得ない状況があります。報酬は個人の収入であります。町内会の収入としているところもあります。寄附かな。また、班長が無報酬のところは、区長報酬からお礼を出しているところもあると聞いております。この行為は、公選法から考えてどのような解釈になるのか。これはちょっと選挙管理委員長のほうから少し伺いたいと思うと考えております。

あと1点、さっき言いました行政連絡員制度、区長制度を見直して、町内会の業務委託を提案しますが、町長の感想を伺いたい。最後です。この3点お願いします。

議 長（円子徳通君）

ちょっと休憩します。

休憩（午後 0時25分）

再開（午後 0時25分）

議 長（円子徳通君）

休憩を閉じます。

関連性があるということで、選管の委員長の発言を許します。

選挙管理委員会委員長（四木豊美君）

町が区長にお支払いしている報酬は、区長業務への対価として個人へ支給しているものであり、あくまでも区長個人の収入でありますので、それを町内会の収入にすることや班長等に支給することは、区長である、例えば川村さんが前回の場合も議員でしたので、議員が自分の財布から町内会や班長に対して金銭を渡す格好になるため、公職選挙法第199条の2に規定する寄附の禁止に抵触するおそれがあると考えられます。

以上です。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

非常に何十年も前からの部分を整理するというのは非常に難しいんでありますが、行政連絡員と町内会長または区長、常会長、いろいろな呼び方がありますが、六戸町はおおむね総代等を設けていないところは、大概町内会長、常会長でもいいですが、と行政連絡員と同じ方がやっというのが六戸町の状況でございます。ですから、ご質問がありますように、行政連絡員としての条例上、私どもは報酬は、町としてはお支払いするのが今お話ししたような形になります。町内会というのは、また自主的にその地域の方々がというのがありますので、別途会費を出し合って、皆さんで行ってくる。そして、内容によっては、

もちろん行政連絡員としての報酬はいただいたわけですが、その町内会では、やってくれたからというので、町内会長として別途に、それプラスアルファ町内会長費の経費というものを出しているところも結構あるようでございます。ですから、町内会と行政連絡員のあれをはっきりしろと言うと、やってもいいんですが、同じ町内会に行政連絡員と別途集落の町内会長という、今1人選ぶんでも大変なんです、2人の方になってもらわなきゃならないような形になってまいります。そうなれば一番、こっちはこっち、こっちは行政連絡員だと言って割り切れるんですけども、もう実際住民の方はそういう方々を選んでくるというのは今でもなかなか大変ですので、便宜上このようにやっているということでございます。川村さんのご質問は、私も何十年も前からはっきりしないよね、この辺はというふうには思っていました、住民の生活とあり方からいって、それが適正にみんなが動いていますので、今のところはこれでいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ川村さんも、今、行政連絡員、きちぎちと分けるということではなくて、今の流れをご理解いただければありがたいというふうに思います。

以上です。

議 長（円子徳通君）

7 番、川村君。

7 番（川村重光君）

言っていることはわかりますが、私の言っていることは行政連絡員の業務を幾らでも抜いて、町内会のほうへ業務委託するとか、そういう方法になれば、町内会の収入が浮くとそういう考えで申しているわけでございます。それはそれで、区長報酬とこのかわり、さまざま難しい点もあると思いますので、私はそっちのほうですっきりするのかなということで、そっちのほうの進めでいくよう提案していきたいなど。提案すると言っても、そっちのほうがいいのではないかなということをおし述べておきます。

時間がありませんので、次に進みます。

小松ヶ丘地区の利便性と公園のトイレ、あずまやについてですが、先ほども申しましたとおり、今後検討するとおっしゃっておりますが、この前の検討会のやっぱり強い要望というものがあります。交流館の利活用は、やはり常駐してでも出入りできるような形を整えていければなど思っておりますし、また、公園のトイレ、あずまや、あそこは2,000人の住民が

住んでおります。相当大きな住宅地であります。その中の公園で、トイレ、あずまやがないというのは不思議なくらいでございますので、早急に検討して、設置をお願いしたいと思えます。

最後に、小松ヶ丘はちょっとした町の形態をつくっているわけでありまして。交流館は、その中心となる場所で、裏の公園のトイレ、あずまや、その皆さんが自由に利用できるような、例えば八戸の「はっち」のような自由な場、そういう構想を早目に描いていただいて、そういうことを期待して、その感想をひとつお願いしたいなど。

議 長（円子徳通君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

冒頭申し述べましたように、トイレに関しましては検討してまいりたいというふうに思えます。あずまやに関しましては、先ほど8つあると言いましたが、中央公園的な部分で、私が訪問したときに住民の方々からありましたのは、やはり交流館が閉まっている。しかし、散歩したときにここにあると思えばいいんだけど、ほかないんだよねということで、この交流館もあいているのであれば中へ、ただし、靴を脱いで、もしあいていても入らざるを得ないと、トイレがあればいいんだよねというようなお話を伺っていましたので、いろいろなイベントや何かで活動なさっていますので、あのところに戸外のトイレという部分があることはいいのではないのかなと。ただ、他のあとの7つの箇所全部というのは、市街地の公園として小規模であっても全てトイレというのは、ちょっとなかなか厳しいのはありますが、まずはそういう点から考えていきたいと。あずまやに関しては、もちろん雨降ったり、いろいろなものがあればいいのでありますけれども、まずはトイレという部分を検討してあげるのいいのではないかなと思っていましたので、あと、先ほどご質問ありました交流館の利活用の利便性を高めるという意味を、何かおっしゃるとおりだと思います。これは、地区公民館を見てもそう思います。今、上吉田の公民館になりましたが、やはりその不便さという部分は、公の施設という分には不便な点がありました。今、交流館が同じ状況にあるわけですが、何か今のこういう時代ですから方法がないのかと。もし、電子的な意味や何かの中で申し込みを受け付けられるようなものができるものなのかどうか、その利便性に関して考えてまいりたいと。そうすれば、おのずから雨降ったりいろいろな場合

においては、もしかすると、その鍵をあげながら利用できるという状況を今よりも完璧にできるかもしれませんので、トイレの設置、外ですが、あずまやという部分と、利活用にかかわる部分をミックスしながら検討していきたいなど、考えてみたいというふうに思います。

議 長（円子徳通君）

7 番、川村君。

7 番（川村重光君）

よろしくお願ひしたいと申します。

この件につきましては、先ほど総意が得られないということでトーンダウンしてしまいましたので、ここで私の質問を終えたいと申します。ありがとうございました。

議 長（円子徳通君）

これで、7 番、川村重光君の一般質問が終わりました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議を3月9日午前10時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会（午後 0時34分）